公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：日本における食育・学校給食レビュー実施支援業務（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：日本における食育・学校給食レビュー実施支援業務
（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00785

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き
第２章　特記仕様書案
第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：日本における食育・学校給食レビュー実施支援業務（国内業務）
（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2027 年 7 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定
本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
１）2026 年度末（2027 年 3 月頃）

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年10月27日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年10月28日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月2日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年11月9日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年11月25日　11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/QP2jW3Rdsg

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（３）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

１）プロポーザル・見積書・別見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙２「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙１「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条　業務の背景・経緯

食育は、2005 年に制定された食育基本法に基づき推進されている日本独自の包括的な取組であり、「食」に関する知識と適切な選択力を身につけ、生涯にわたり健全な食生活を実践できる人を育てることを目的としている。食育は国民の健康的な食生活を支える重要な基盤として位置づけられ、国、地方公共団体、学校、地域社会等が連携して取り組む国民運動として発展してきた。食育は、栄養・健康に関する知識の習得にとどまらず、食文化の継承、食品安全への理解、食への感謝、食料自給や環境への配慮など、多様かつ包括的な理念から構成されており、心身の健康の向上と持続可能な食環境の実現の双方を目指す取組として推進されている。日本では、学校給食を食育の重要な実践の場として位置づけ、学校教育活動全体を通じて食育を推進する仕組みが整備されている。

近年、世界的に子どもの栄養不良の二重負荷（低栄養と肥満）、食料システムの持続可能性、健康的な食環境の形成等が重要課題となる中、学校を拠点とした栄養改善・健康教育への関心が高まっている。こうした流れの中で、学校給食と食育を一体的に推進してきた日本の経験は国際的にも注目を集めており、多くの国から日本の学校給食や食育に関する知見へのニーズが示されている。

特に、2021 年の国連食料システムサミットを契機として設立された学校給食コアリション（School Meals Coalition）では、2030 年までにすべての子どもへ健康的な学校給食を届けることを目標としており、日本は参加国として学校給食制度や食育に関する知見の共有を国際的なコミットメントとして掲げている。

一方で、日本の食育及び学校給食に関する研究は日本語文献を中心に蓄積されており、その全体像や研究成果は体系的に整理されていない。また、日本型の食育や学校給食がどのような成果や課題を有し、どの分野にエビデンスが蓄積され、どの領域で研究が不足しているのかについても十分に明らかになっていない。

このような背景を踏まえ、本業務では、日本国内で蓄積されてきた食育及び学校給食に関する研究及び実践について体系的に整理することを目的とする。食育についてはスコーピングレビューを通じて、日本の研究の全体像、研究動向及びエビデンスの蓄積状況を把握するとともに、日本の食育の特徴について整理し、今後の研究及び国際的な知見共有に資する基礎資料を得ることを目指す。学校給食については、既存の研究をもとにナラティブレビューを実施し、日本の学校給食の意義や効果に関するエビデンスを取りまとめることを目指す。

第２条　業務の目的

本業務は、食育及び学校給食に関するエビデンスを整理・分析することを目的とし、食育スコーピングレビュー及び学校給食ナラティブレビューを実施する。

【食育】

本業務は、日本国内において就学前児、小学生、及び中学生を対象として実施された食育に関する研究及び実践について、体系的な文献検索及び文献整理を行い、日本の食育研究の全体像を把握するためのスコーピングレビュー実施を支援することを目的とする。

本業務では、Joanna Briggs Institute（JBI）が示す Scoping Review Methodology 及び Preferred Reporting Items for Systematic Reviews and Meta-Analyses Scoping Review （PRISMA-ScR）に準拠したスコーピングレビューの実施を受注者が支援し、対象者、食育の取組内容、評価情報及び研究デザインの観点から研究の分布状況を整理する。また、収集した文献情報を基に、対象者、食育の取組内容及び評価情報の関係を俯瞰できるクロス集計表及びエビデンスマップを作成し、日本における食育研究の蓄積状況を可視化するための基礎資料を作成する

本業務は発注者が設定するレビュークエスチョンに基づいて実施する。受注者は体系的な文献検索、文献選定、データ抽出、記述的分類及び集計・可視化（エビデンスマップ作成）を担当し、研究結果の解釈、研究ギャップ分析、学術的考察並びに成果の公表に係る作業は発注者が行うものとする。

【学校給食】

本業務は、日本国内において実施されてきた学校給食に関する研究・実践について、体系的な文献検索及び文献整理を行い、日本の学校給食に関する知見を総合的に整理するためのナラティブレビュー実施を支援する。

本業務では、日本の学校給食に関する国内外の学術論文を対象として文献レビューを実施し、日本の学校給食の教育的・栄養的意義等について既存研究で報告されている成果及び課題を整理する。

本業務は発注者が設定するレビュークエスチョンに基づいて実施する。受注者は体系的な文献検索、文献選定、文献情報の整理及びテーマ別の知見整理を担当する。

第３条　業務の実施の留意事項

【食育】

１．レビュークエスチョン

レビュークエスチョンは「日本の就学前児、小学生及び中学生を対象とした食育に関する研究及び実践について、どのようなエビデンスが蓄積されているか。」とする。レビュークエスチョンの詳細は契約後に発注者から受注者に共有する。受注者は、発注者が設定するレビュークエスチョンに基づき、スコーピングレビューの実施を支援する。受注者は、予備検索の結果を踏まえ、PCC（Population, Concept, Context）フレームワークを用いたレビュー対象の整理及び文献の適格基準（包含基準及び除外基準）の案を作成し、発注者との協議を経て確定するものとする。

PCC の最低条件は以下のとおりとする。

Population	日本国内の以下を対象とした研究 ・ 就学前児 ・ 小学生 ・ 中学生
Concept	食育（Food and Nutrition Education）に関する取組、実践又は教育活動とし、対象例として以下を含む。 ・ 授業型食育 ・ 学校給食を活用した食育 ・ 調理実習 ・ 農業体験 ・ 保護者参加型食育 ・ ICT活用型食育 ・ 地域連携型食育 ・ その他の食育の取組
Context	日本国内

２．対象文献

対象文献は、原則として食育基本法の制定により我が国における食育推進の枠組みが整備された 2005 年以降に発表された日本国内で実施された食育に関する研究論文及び実践報告とする。対象期間の最終決定は発注者との協議の上で行う。日本語及び英語で発表された論文を対象とし、研究デザインは限定しない。効果評価を伴う研究には、ランダム化比較試験、準実験研究、前後比較研究及び観察研究等を含む。ただし以下は除外する。

- 総説
- システマティックレビュー
- スコーピングレビュー
- 会議抄録のみの文献
- 研究プロトコル
- 解説記事
- 意見論文
- 成人のみを対象とした研究
- 日本国外で実施された研究

３．業務範囲外

本業務には以下を含まない。

- レビュークエスチョンの決定
- 研究結果の学術的解釈
- 概念モデル構築
- 学術的考察
- 成果公表資料（学術論文、学会発表資料等）の作成
- 政策提言作成

これらは発注者が実施するものとする。

【学校給食】

１．レビュークエスチョン

レビュークエスチョンは「日本の学校給食に関する研究及び実践について、どのようなエビデンスが蓄積されているか。」とする。レビュークエスチョンの詳細は契約後に発注者から受注者に共有する。

２．対象文献

対象文献は、日本国内で実施又は報告された学校給食に関する研究論文、実践報告、レビュー論文、政府・自治体報告書とする。対象期間については、文献の蓄積状況及びレビュークエスチョンを踏まえ、発注者との協議の上で決定する。

対象言語は原則として日本語及び英語とする。研究デザインは限定せず、定量研究、定性研究、混合研究法による研究、実践報告等を含む。学校給食が児童生徒の栄養、健康、食行動、食育その他の関連領域に与える影響や成果に関する知見を整理する観点から、レビュー論文及び総説についても背景整理ならびに参考文献探索のため活用することができる。

具体的な対象範囲及び選定基準については、予備検索の結果を踏まえ、発注者との協議の上で決定する。

３．業務範囲外

本業務には以下を含まない。

- レビュークエスチョンの決定
- 文献レビュー結果の学術的解釈
- 学術的考察
- 成果及び課題に関する総合的評価
- 国際的示唆の整理
- 成果公表資料（学術論文、学会発表資料等）の作成
- 政策提言の作成

これらは発注者が実施するものとする。

第４条　業務の内容

【食育】

１．プロトコル作成支援[2]

受注者は、発注者が設定したレビュー目的及びレビュークエスチョンに基づき PCC、適格基準、検索対象データベース、検索戦略、文献選定方法、データ抽出方法及びエビデンスマッピング手法を整理し、PRISMA-ScR に準拠したスコーピングレビュ

[2]スコーピングレビュー全体の内容及び質に関わるため、本特記仕様書に記載のレビュークエスチョンに基づき、第三条に記載の内容も考慮のうえ、プロトコル案について具体的に提案ください。

ープロトコル案を作成する。プロトコル案は発注者との協議を経て確定し、その後のレビュー実施支援業務は当該プロトコルに基づいて実施する。

[成果物]
- スコーピングレビュープロトコル案

２．検索式の作成

受注者はレビュークエスチョン及び PCC に基づき、日本語及び英語文献を対象とした検索戦略を構築すること。検索式についてはデータベースごとに最適化し、第三者が再現可能な形で整理する。

検索対象データベースは、少なくとも PubMed 及び医中誌 Web を含むものとする。その他のデータベース（CiNii Research、Scopus、Web of Science 等）については、受注者が予備検索結果を踏まえて提案し、発注者との協議の上で決定する。

[成果物]
- 検索式一覧
- 検索ログ

３．文献検索の実施

受注者は確定した検索式に基づき文献検索を実施する。検索に際しては、学術データベース検索を実施する（灰色文献は含まない）。検索結果は文献管理ライブラリとして整理し、重複文献を除去する。

[成果物]
- 文献管理ソフトのライブラリ（検索結果及び重複除去結果を含む）
- 検索ログ

４．スクリーニング

受注者は、事前に定めた適格基準に基づき、独立した 2 名のレビューアにより一次スクリーニング及び二次スクリーニングを実施する。一次スクリーニングはタイトル及び抄録によって行い、二次スクリーニングは全文確認によって行う。フルテキストの入手は受注者が行うものとし、入手困難な文献については発注者と協議する。
なお、除外文献については除外理由を記録する。

[成果物]
- 除外理由一覧
- 最終採択論文一覧

５．データ抽出

受注者は採択された全ての文献について、標準化されたデータ抽出票に基づき情報を抽出する。データ抽出票の様式については受注者が案を作成し、発注者と協議の上で確定する。抽出項目には少なくとも以下を含めること。
- 書誌情報（著者、発表年）
- 文献区分（研究論文／実践報告）
- 対象者情報（対象集団、サンプルサイズ）
- 発表言語（日本語／英語）
- 研究情報（研究デザイン）
- 食育の取組情報（取組内容）
- 評価情報（評価アウトカム、主要結果）（該当する場合）

[成果物]
- データ抽出票（Excel）

６．PRISMA-ScR フロー図作成

受注者はレビュープロセス全体を整理し、PRISMA-ScR に準拠したフロー図を作成する。

[成果物]
- PRISMA-ScR フロー図

７．記述的分類、集計・可視化（エビデンスマップ作成）及び結果の分析・記述

受注者は、抽出したデータに基づき、対象者、食育の取組内容及び評価情報について記述的分類を実施する。

分類枠組みについては受注者が提案し、発注者との協議の上で決定する。また、分類結果を基に、対象者、食育の取組内容及び評価情報の分布状況を把握するための集計及び可視化（エビデンスマップ作成）を行う。集計及び可視化は、研究数及び研究分布を把握できる形式とし、クロス集計表を併せて作成する。可視化については、バブルチャート、ヒートマップその他の適切な手法を用い、研究数及び研究分布が一目で視覚的に把握できる形式とすること。集計は少なくとも、対象者区分別、食育の取

組内容別、評価情報別、文献区分別及び文献言語別の研究数を把握できるものとする。集計及び可視化の方法については受注者が提案し、発注者との協議の上で決定する。集計・可視化（エビデンスマップ作成）の結果について、研究動向及び研究ギャップの分析・整理・記述を行う。

[成果物]
- クロス集計表
- 集計・可視化資料（エビデンスマップ）

【学校給食】
1. レビュー方針及びレビュー枠組みの作成[3]

受注者は、発注者が設定したレビュー目的及びレビュークエスチョンに基づき、文献検索方法、文献選定基準及び情報整理方法を明文化するため、対象文献の範囲、検索対象データベース、検索戦略、文献選定方法、情報整理項目及びナラティブレビューの実施方法を整理したレビュー実施計画案を作成する。
レビュー実施計画案は発注者との協議を経て確定し、その後のレビュー実施支援業務は当該計画に基づいて実施する。

［成果物］
- レビュー実施計画案

2. 検索式の作成

受注者はレビュークエスチョンに基づき、日本語及び英語文献を対象とした検索戦略を構築する。検索式についてはデータベースごとに最適化し、第三者が再現可能な形で整理する。検索対象データベースは少なくとも PubMed 及び医中誌 Web を含むものとする。その他のデータベースについては受注者が提案し、発注者との協議の上で決定する。

［成果物］
- 検索式一覧
- 検索ログ

[3] ナラティブレビュー全体の内容及び質に関わるため、本特記仕様書に記載のレビュークエスチョンに基づき、第三条に記載の内容も考慮のうえ、レビュー方針及びレビュー枠組みについて具体的に提案ください。

3. 文献検索の実施

受注者は確定した検索式に基づき文献検索を実施する。学術論文に加え、レビュー論文、実践報告等の関連文献も対象とする。検索結果は文献管理ソフトのライブラリとして整理し、重複文献を除去する。

［成果物］

- 文献管理ソフトのライブラリ
- 検索ログ

4. 文献選定

受注者は事前に定めた選定基準に基づき対象文献を選定する。文献選定に当たっては、栄養、健康、食行動、学習・教育効果、社会性その他関連領域に関する知見を含む文献を対象とする。

除外した文献については除外理由を整理する。

- 最終採択文献一覧
- 除外理由一覧

5. データ抽出

受注者は採択された文献について、標準化された情報整理様式を用いて情報を抽出する。様式は受注者が案を作成し、発注者との協議の上で確定する。抽出項目には少なくとも以下を含む。

- 書誌情報（著者、発表年）
- 文献区分（研究論文／実践報告）
- 対象者情報（対象集団、サンプルサイズ）
- 発表言語（日本語／英語）
- 研究情報（研究デザイン）
- 学校給食の取組情報（取組内容）
- 評価情報（評価アウトカム、主要結果）（該当する場合）

［成果物］

- データ抽出票（Excel）

6. 文献の分類及び成果整理

受注者は抽出した情報に基づき、学校給食に関する研究・実践を主題別に分類する。分類枠組みについては受注者が提案し、発注者との協議の上で決定する。

分類に当たっては、例えば以下の観点を含めることを想定する。

- 栄養
- 食行動
- 学習・教育効果
- 社会性・生活習慣
- その他関連領域
- 文献分類表

［成果物］

- 文献分類表

7. ナラティブサマリーの作成

受注者は分類・整理結果を踏まえ、学校給食に関する既存研究及び実践報告において示されている成果及び課題をテーマ別に整理し、ナラティブサマリー報告書（ドラフト）を作成する。

各テーマについて、以下を整理する。

- 主な研究・実践の内容
- 主な研究成果
- 報告されている課題
- 文献間で共通して報告されている事項

［成果物］

- ナラティブレビュー報告書（ドラフト）
- 成果・課題整理表

第５条　報告書等

１．報告書等

報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電 子媒体に関するガイドライン」を参照する。また「第４条　業務内容」に記載した以下の成果物と併せて、電子データ（Excel 又は Word, PDF）により提出する。

【食育】

- スコーピングレビュープロトコル案
- 検索式一覧
- 検索ログ

- 文献管理ソフトのライブラリ（検索結果及び重複除去結果を含む）
- 除外理由一覧
- 最終採択論文一覧
- データ抽出票（Excel）
- PRISMA-ScR フロー図
- クロス集計表
- 集計・可視化資料（エビデンスマップ）及び分析結果のまとめ

【学校給食】
- レビュー実施計画案
- 検索式一覧
- 検索ログ
- 文献管理ソフトのライブラリ（検索結果及び重複除去結果を含む）
- 除外理由一覧
- 最終採択論文一覧
- データ抽出票（Excel）
- 文献分類表
- ナラティブレビュー報告書（ドラフト）
- 成果・課題整理表

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ
業務進捗報告書	2027年2月12日	日本語	電子データ
事業完了報告書	契約履行期間の末日まで	日本語	電子データ

２．成果物及びデータの取扱い

受注者が本業務において作成した成果物及びデータは発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の承諾なく、本業務により作成した成果物又はデータを利用、公表又は第三者へ提供してはならない。

第６条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	食育レビューのプロトコル案	第４条【食育】１．プロトコル作成支援
2	学校給食レビューの実施計画案	第４条【学校給食】レビュー方針及びレビュー枠組みの作成

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：栄養分野（特に学校給食・食育）における研究業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙２ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

① 対象国及び類似地域：日本

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

国内業務のみ

（２）業務量目途

１）業務量の目途

約６．００人月

業務従事者構成の検討に当たっては、栄養の専門性を持つ従事者を含めること。

２）渡航回数の目途

渡航の予定はありません。

（３）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- なし

２）公開資料

- 食育リーフレット
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/__icsFiles/afieldfile/2026/03/25/Shokuiku_food_and_nutrition_education_leaflet_ja.pdf
- 学校給食リーフレット
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/__icsFiles/afieldfile/2026/03/25/school_meal_leaflet_ja.pdf
- 全世界学校給食・食育に関する情報収集・確認調査（QCBS）（国内業務主体） 業務完了報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12376984.pdf

- 学校給食プログラム、職域の栄養・健康増進プログラム関連支援の方向性に係る 情報収集・確認調査 業務完了報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12335501.pdf

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください
(URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

（１）報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料２「報酬単価表」の１．の「（２）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等 を直接積算ください。
見積書の様式は以下の URL に掲載しています。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（２）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（３）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

１６,６６２,０００円（税抜）

※　上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

上記の費目については、その他原価及び一般管理費等も提示ください。
その他原価及び一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

（５）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（６）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（７）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（８）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（９）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（１０）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙２：プロポーザル評価配点表

別紙２

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（２）作業計画等	（5）	
ア）要員計画	－	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**